

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
いつも大変お世話になっております。
当方は本名に旧字 [] を使用しており、日弁連に登録している氏名も旧字なのですが、常用漢字 [] を使って利用登録をした場合に、訴訟代理人と利用者の同一性は問題ないのでしょうか。
上記の点につきまして、ご回答いただきたく存じます。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

本システムで使用できる文字は、JIS X 0213の文字を基本としています（操作マニュアル5ページ）。氏名に常用漢字 [] をお使いになられて利用者登録をされた場合でも、利用を希望する裁判所において、御本人確認をさせていただいた上で、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日等を入力していただき利用者登録をしていただくことで、訴訟代理人と利用者の同一性は担保されますし、また、サインイン時には、SMS又は電話による二要素認証も要求されますので、御利用に当たって特に問題になることはございません。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

招待メール受信後のサインアップ方法については、操作マニュアル8ページ又は操作説明動画を御参照いただきますようお願いいたします。

(操作マニュアルURL)
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=8

(「操作説明動画～サインアップ編～」URL)
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

また、メールアドレスのユーザ名(@の前)に御利用できる記号や受信設定等については、操作マニュアル5ページを御参照いただきますようお願いいたします。

(操作マニュアルURL)
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=5

上記各資料でサインアップの方法やメールアドレスの設定等を改めて御確認いただいた上で、サインアップをお試しいただいても同様の事象が生じる場合は、お手数をおかけして大変恐縮に存じますが、再度この問い合わせフォームから、当該事象で表示されるメッセージを正確に記載していただいた上で、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
サインアップを何度も試しましたが、メールアドレスが入力されていないと表示されてしまい、次のページに進むことができません。裁判所からメールをいただいているメールアドレスを入れています。どのようにすればよろしいでしょうか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

まずは利用者登録（サインアップ）が完了しているかどうか、今一度御確認ください。御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、mintsのIDが記載されたメールが届いているようでしたら、完了しております。

仮に完了していないかった場合は、お手数ですが、改めてサインアップの操作をお願いいたします。

サインアップをするには、招待メールを受信していただく必要があります。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。裁判所から利用者登録のために招待メールを送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEl5akfa4tH2Kw>

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
利用者登録をしたのですが、何度もやつても「メールアドレス又はパスワードが正しくありません。」と表示されて、サインインすることができません。対処方法をご教示ください。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

まずはユーザ登録（サインアップ）が完了しているかどうか、今一度御確認ください。
御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、IDが記載されたメールが届いているようでしたら、完了しております。
仮に完了していないかった場合は、お手数ですが、サインアップの操作をお願いいたします。
サインアップをするには、招待メールを受信していただく必要があります。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。裁判所から利用者登録のために招待メールを送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

招待メール受信後のサインアップ方法については、
「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業

弁護士

お問い合わせの種類

その他

お問い合わせ内容

さいたま地裁第1民事部からご案内メールが届きました。サインアップ画面を開き、右上のサインインをクリックし、メールアドレスを入力すると、「登録されたメールアドレスと一致しません、確認コード再送ボタンを押して前の画面に戻り、登録されたメールアドレスを入力してください」とのメッセージが出るので、入力すると「メールアドレスのかくにんができました。操作を続行してください。」とのメッセージが表示されるので、「続ける」をメールアドレスと一致しません」とのメッセージが表示され、何度繰り返しても同じで、サインインができません。解決方法を教えてください。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
パスワード入力後、第2認証として登録済の事務所に電話をするボタンを押して、マイクロソフトから電話がかかってくるが、シャープボタンを押してもサインインすることができない。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

電話による二要素認証（第2認証）の場合、#（シャープ）ボタンの押下を求められるところ、使用されているお電話によっては、同ボタンの機能が、本システムの二要素認証機能が想定している機能と異なっている場合があることが確認されています。#（シャープ）ボタンを押下しているにもかかわらず正常に認証ができない場合、詳しくは、お電話のサービス提供者に御確認ください。

解決しない場合には、別のお電話番号の使用を御検討いただき、大変お手数をおかけいたしますが、再度、本問合せフォームにより御連絡いただきますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、IDが記載されたメールが届いているようでしたら、アカウント登録が完了しております。
仮に完了していなかった場合は、お手数ですが、再度サインアップの操作をお願いいたします。

なお、サインアップの画面を残しつつ、トップ画面のマニュアルを開かれたい場合は、ブラウザの「新しいタブで開く」や「新しいウィンドウで開く」で別にトップ画面を開いていただくことで御対応いただくことが可能です。

サインアップの方法については操作マニュアル8ページもご参照ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
サインアップの途中の「認証時のSMS又は通話の設定」画面でマニュアルを確認しようとしている間に、同画面が消えてしまいました。改めて最初からサインアップをしても良いのでしょうか？

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsにサインアップしていただくにあたって、mintsへの招待メールを受信されておりますでしょうか。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要がございます。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名
【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firsttime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、
「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5Ei0IcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5Ei0IcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

もし招待メールを受信されているにもかかわらず、登録情報の入力後、二要素認証画面に進むことができない場合には、利用者登録画面に表示されるエラーメッセージを御確認いただき、御対応いただきますようお願いします。

御対応いただく上で御不明な点がございましたら、トップ画面に表示されているチャットボットも御利用ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
mintsの登録についての質問です。
最初の画面でcreateボタンを押した
後、その先の画面に進むことができま
せん。どのようにしたら良いでしょ
うか？

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
招待メールを受信したメールアドレス
を入力した後、「すぐサインアップ」
を入力し、確認コードを受信し、何度も
入力しておりますが、その都度、確
認コードが時間切れですとのメッセー
ジがあらわれ、十数回繰り返しております。
どうしたらよろしいのでしょうか？

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

サインアップ時の確認コード送信メールは、「確認コードを送信」ボタンが押された直後にシステムから自動で送信しており、通常は10秒から20秒程度で受信されております。

メールの受信までに時間がかかっている状況である場合には、誠に恐れ入りますが、原因については、御利用のメールサービス提供者にお問い合わせください。
お問い合わせいただいても解決しない場合には、別のメールアドレスを御利用いただくことも御検討いただきますようお願いします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容

「住所」に漢字、ひらがな、カタカナ（全角）、スペース（全角）、英数字（半角）又は記号（半角）で入力してください。とでてきてcreateを押してもそのページから進みません。どのように住所を記載すればいいのでしょうか。

お問い合わせいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

利用者登録（サインアップ）時の「住所」欄には、御記載いただいているとおり、漢字、ひらがな、カタカナ（全角）、スペース（全角）、英数字（半角）又は記号（半角）を用いて入力していただくこととなります。

つきましては、御入力いただいた文字が上記の入力ルールどおりに入力されているかどうか今一度御確認の上、「Create」ボタンを押下していただけますよう、お願ひいたします。

なお、「住所」欄上部の住所の記載例（東京都千代田区隼町4-2）につきましても、御参照ください。

上記の入力ルールどおりに、漢字、ひらがな、カタカナ（全角）、スペース（全角）、英数字（半角）又は記号（半角）を用いて入力しているにも関わらず同様のメッセージが表示される場合には、使用している記号につき代替の文字を利用することも御検討ください。

それでも利用者登録を完了することができない場合は、お手数ではございますが、再度、お問い合わせフォームよりお問い合わせいただきますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業

弁護士

お問い合わせの種類

その他

お問い合わせ内容

ユーザー登録の際、登録住所を間違つたと思います。確認もしくは訂正したい場合、どのようにしたらいいでしょうか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

サインイン後のアカウント設定画面で、登録情報の変更が可能です。
アカウント設定画面での編集方法については、操作マニュアル23ページもご参照ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=23

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
提出する証拠の枚数が多量にあるので
すが、一度にアップできる制限枚数な
どあるのでしょうか。
あるいは、何枚でも一度にアップが可
能でしょうか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

画面のアップロードにつきまして、ファイルサイズに
つき、一度にアップロードできる最大容量は合計
50MBまでとなっております。それ以上のファイルを
アップロードしたい場合は、複数回に分けてアップロ
ードしてください。
詳しくは、操作マニュアル（35ページ）を御参照くだ
さい。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、mintsのIDが記載されたメールが届いているようでしたら、利用者登録（サインアップ）が完了しております。
仮に完了していないかった場合は、お手数ですが、改めてサインアップの操作をお願いいたします。
サインアップをするには、招待メール（「【mints】新規アカウント登録の御案内」と題するメール）を受信していただく必要があります。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。裁判所から利用者登録のために招待メールを送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録（サインアップ）を行ってください。

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
本日招待メールからアカウント作成をしました。アカウントのメールアドレスは [REDACTED]
[REDACTED] です。パスワードを作成して、二段階認証をした後、サインインをしようとしましたがサインインできません。アカウントは作成できているようで、パスワードを再設定してサインインしようとしましたが、何度もやってもパスワードが違いますと表示されます（打ち間違えがないかは確認）。
ブラウザはグーグルクロームです。パスワードの生成の際、「失敗しました」という表示がブラウザにいつも表示されるようです。これは、パスワードの自動生成機能をつかった場合も、任意でパスワードを入力した場合も同じ現象です。対応方法の教示をお願いいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

(1)メーリングリストや他の方と共に用するメールアドレスを利用することはできません。利用者登録をされる方の本人のメールアドレスを利用して下さい。

(2)システムの構造上、二要素認証用連絡先として共用の電話番号を登録することは可能ですが、二要素認証はなりすまし防止のためにお願いしているものですので、セキュリティの観点から、共用の電話番号を登録することは推奨いたしません。

(3)システム利用者は、いかなる場合にも、アカウントを第三者に利用させ、又は貸与等することはできません（利用規約6条3項）。

利用規約は以下のURLから御覧いただくことができます。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_terms.pdf

なお、システム上、複数の端末から同じIDを利用して同時にログインすることは制限されませんが、セキュリティの観点から推奨しません。また、別の端末による操作が正常に反映されない可能性があります。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
利用者や利用場面について

お問い合わせ内容
mintsを事務所運営として運用していくうえで、事務員が、書面提出の通知（メール）を確認し、また、mintsにログインして書面を提出できなければならないと考えています。

しかし、当事務所は、一人の弁護士に一人の事務員といった体制ではなく事件ごとに事務員が担当しており、現状の補助者の機能では運用が困難と考えています。

そこで、事務員との間でmintsを利用するため、以下の点にお答えください。

① 各弁護士が登録するアドレスを、同一のアドレスにしてよいか（裁判所からの連絡専用アドレスを作成することの可否を検討するため）

② ログインの際のセキュリティコード発行に関して、各弁護士が登録する電話番号を、事務所の番号に統一してよいか（弁護士が外出中のmintsにログインする方法の検討のため）

③ 各弁護士が登録するのではなく、事務所として一つのアカウントを登録して運用することは可能か（同時に複数人がログインすることが可能か検討するため）

よろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
サインアップのトラブルです。
招待メールを受信したアドレスを入力
しています。
確認コードも入れています。
最後の場面で、「招待メールを受信し
たユーザーでないため・・・」とエラ
ーが出ます。
どのように解決したらよいでしょう
か。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsに利用者登録（サインアップ）していただくに
当たって、mintsへの招待メールを受信されているか
を再度ご確認ください。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望
する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望
を申し出る必要がございます。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名
【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しま
すので、招待メールを受信してから、mints上で利用
者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してくださ
い。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firsttime.pdf
招待メール受信後のサインアップ方法については、
「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してくだ
さい。

[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

招待メールの受信を御確認いただき誠にありがとうございます。
お手数をおかけして大変恐縮に存じますが、利用者登録（サインアップ）の際のメールアドレスは、招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を受信されたメールアドレスと同じものを御入力されているか（誤字脱字等の有無を含みます。）を御確認いただけますでしょうか。

招待メール受信後のサインアップ方法については、以前の御回答でお示しました資料と併せて、操作マニュアル8ページも御参照いただけますようお願いいたします。

（操作マニュアルURL）
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

各資料を御確認の上、利用者登録（サインアップ）をお試しいただいても同様の事象が生じる場合は、お手数をおかけして大変恐縮に存じますが、再度この問合せフォームから、当該事象で表示されるメッセージを正確に記載していただいた上で、お問い合わせいただけますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
2023年05月30日（31日かも）に一度問い合わせました。
「招待メールをもらったけれどサインアップできない」というものです。
2023年06月01日16時07分に返信をいただきました。
「招待メールをもらったのか確認してください」というものです。
添付ファイルの写真は招待メールではないのでしょうか。

【mints】新規アカウント登録の御案内

info@mints.courts.go.jp

宛先: 自分

本メールは、民事裁判書類電子提出システム（mints）からの自動送信メールです。

様

このメールは、民事裁判書類電子提出システム（mints）の利用申請をされた方に送信

民事裁判書類電子提出システム（mints）への利用者登録申請を受け付けました。

次のURLをクリックして、利用者登録（サインアップ）を完了してください。

mintsトップ画面

● <https://www.mints.courts.go.jp/user/>

※ 推奨ブラウザは「Microsoft Edge」及び「Google Chrome」です。推奨ブラウザ以外

mintsトップ画面の右上の「サインイン」をクリックして表示された画面で、
「アカウントをお持ちでない場合 今すぐサインアップ」をクリックした後、
画面の指示に従って必要項目を入力していただくことでサインアップできます。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
2つ、お尋ねします。

1つは、mintsの利用環境です。
推奨される環境が、「Microsoft Edge」及び「Google Chrome」であることは承知していますが、私が普段用いているブラウザがfirefoxであるところ、firefoxで利用（サインアップ）しようとしても、サインインのウインドウが全く開きません。

通常の場合、推奨されているブラウザとは別のブラウザを用いても、大抵、問題なく動作するのですが（せいぜい、表示がずれる程度の些細な不具合は時折あります）、今回はウインドウすら開かずに困惑しています。

今、このお問い合わせフォームをEdge上で作成しているように、mintsのみ、今後もEdgeで用いれば良いのかかもしれません、普段、他の使用はfirefoxを用い、mintsを利用するときのみEdgeを用いるのは、煩瑣以外何物でもありません。

もし、firefoxの何らかの設定を変更すれば、（些細な不具合はともかく）利用できるようになるのであれば、その旨ご教示くださると幸いです。

また、そのようなものがないのであれば、今後、持続的に広く皆さんに快適に利用できるようするためにも、可能な限り様々なブラウザで使用できるようなシステム設計を心がけていただければ幸いです。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

1 mintsの利用環境について

Firefoxを御利用いただいている場合、ポップアップウインドウをブロックする設定を解除していただくことでサインインのウインドウが表示されますので、お試しください。ただし、本システムの御利用に際しましては、ブラウザについてはMicrosoft Edge及びGoogle Chromeを推奨させていただいており、これら以外のブラウザについては動作保証はいたしかねますので、御了承ください。

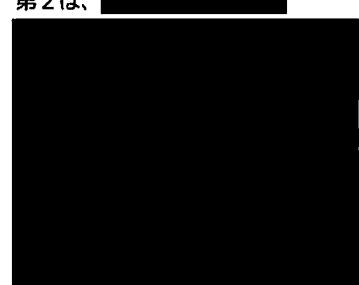
2 年表記について

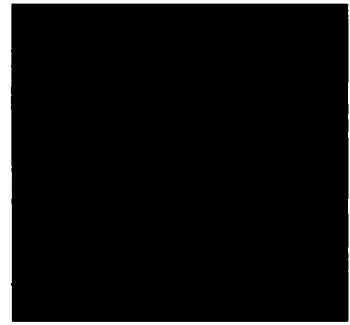
本システムの仕様上、アカウント登録（サインアップ）時の生年月日の欄については西暦での入力をお願いしております。和暦により御入力いただけないとのことで、御不便をおかけし、誠に申し訳ございません。

また、貴重な御意見をいただき誠にありがとうございます。頂戴しました御意見につきましては、今後の裁判所のデジタル化の検討等の中で参考とさせていただきます。

今後ともよろしくお願ひいたします。

第2は、





こここの部分について、ある程度、
様々な方が利用することを念頭
に、もう少し許容性を持った入力
をお許しいただけますと有難いで
す。

是非、何人も使いやすいシステム
にしていただけすると幸いです。
(できれば、電話等で直接説明を
受けながら話が出来ると有難いで
す。)

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsにサインアップしていただくにあたって、mintsへの招待メールを受信されておりますでしょうか。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firstime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

もし招待メールを受信されているにもかかわらず、登録情報の入力後、二要素認証画面に進むことができない場合には、利用者登録画面に表示されるエラーメッセージを御確認いただき、御対応いただきますようお願いします。

御対応いただく上で御不明な点がございましたら、トップ画面に表示されているチャットボットも御利用ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
サインアップについて、(5)の「Create」ボタンを押下しても、二要素認証画面に移らないので、手続が進められない。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容

- ①高裁もmintsの対象のことですが、離婚訴訟などの人事訴訟も対象という理解でよいでしょうか。
- ②いずれ家庭裁判所の訴訟事件についてもmintsの対象となる予定はありますか。
- ③二段階認証は、メールアドレス毎に電話番号を登録するという理解であってますか。すなわち、補助者がサインインする場合の二段階認証は弁護士の電話番号に通知がくるのではなく、補助者が登録した電話番号に通知がくるという理解でありますか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

(1) mintsの運用を開始した高等裁判所（知的財産高等裁判所を除く。）においては、人事訴訟事件の控訴審の手続も対象になります。

大阪高等裁判所、名古屋高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所、仙台高等裁判所、札幌高等裁判所、高松高等裁判所につきましては令和5年6月20日、東京高等裁判所につきましては同年9月頃の運用開始を予定しております。

mints導入庁につきましては、裁判所ウェブサイトの次のページに掲載しております。

<https://www.courts.go.jp/saiban/online/mints/index.html>

(2) 上記裁判所ウェブサイトのページ記載のとおり、mintsを家庭裁判所に導入することは、現時点では予定しておりません。

(3) 御認識のとおり、二要素認証用の電話番号はメールアドレスごと（アカウントごと）に登録していただきます。補助者の方がサインインする場合、補助者の方が登録した二要素認証用電話番号について、「コードの送信」又は「電話する」を選択していただくことになります。

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。
Createボタンの下に「情報が処理されるまでお待ちください。」というメッセージが表示された場合、画面
上部に別のエラーメッセージが表示されていることが
ございます。

(1) 仮に画面上部に「Claim not verified: [メールアド
レス]」とのメッセージが表示される場合には、メール
で送信された確認コードを「確認コード」欄に御入力
後（数字は半角）、「コードの確認」ボタンの押下が
完了である可能性がございます。

「コードの確認」を押下していただき、問題なく確認
されると、右上に「電子メールアドレスが確認されま
した。今すぐ続行できます。」と表示されます。

サインアップ方法については、「操作説明動画～サイ
ンアップ編～」を参照してください。

[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

(2) 仮に画面上部に「招待メールが送信されたユーザ
でないため、サインアップできません」とのメッセー
ジが表示される場合には、招待メールを受信するため
に、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に
対し、利用者登録の希望を申し出る必要がございま
す。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名
【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しま
すので、招待メールを受信してから、mints上で利用
者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してくださ
い。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firsttime.pdf

御対応いただく上で御不明な点がございましたら、ト
ップ画面に表示されているチャットボットも御利用く
ださい。

今後ともよろしくお願いいいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
利用者登録画面に入力し、createボタ
ンを押下すると、「情報処理していま
す。」の表示が出たまま画面が切り替
わらない

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容

期日で、主張書面の提出があれば、この期間までに提出してください、ということが決まり、mintsで提出期間のある主張書面と設定されている書面があります。

結局提出しないことにしたのですが、mintsから提出がない、と催告がされています。

どのように解除すればいいのでしょうか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

システム上、提出期限が設定されている書面のステータスが未提出のままとなっている場合は、リマインドメールが届く仕様となっております。メールを停止したい場合は、当該事件の担当書記官に御相談ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
Claim not verified: [メールアドレス]
という表示が上部に出て、
「情報が処理されるまでお待ちください」と下部に表示されて先に進めない
のですが、見直すべき点を教えてください。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

利用者登録画面において、招待メールが送付されたメールアドレスを入力いただいた上で「確認コードを送信」を押下していただくと、当該メールアドレス宛に確認コードが届きます。そちらを所定の欄に御入力後（数字は半角）、「コードの確認」の押下が未了である場合に、同様に表示される事象が確認されております。

「コードの確認」を押下していただき、問題なく確認されると、右上に「電子メールアドレスが確認されました。今すぐ続行できます。」と表示されます。

また、招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容

新規に登録をしたいのですが、利用者登録画面でメールアドレスを登録し確認コードの送信受けでコードを入力し、そこでは確認を受けることができているのですが、その後に必要事項を入力の上でアカウント作成のボタンを押すと「招待メールが送信されたユーザでないため、サインアップできません」と表示されてアカウント作成ができません。

対処方法をご教示頂けますでしょうか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsに利用者登録（サインアップ）していただくには、mintsへの招待メールを受信していただく必要があります。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。
裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firsttime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
サインアップしようとして確認コード
を要求すると何十行ものHTMLコード
が送られてきて、どれが確認コードか
全く分かりません。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

サインアップの際のメールアドレスの確認コードは、
メール本文の上部に

「電子メールアドレスを確認してください
(メールアドレス) アカウントをご確認いただきあり
がとうございます!」

コード：XXXXXX (Xは6桁の半角数字)」

と表示されます。

確認コードの有効期限は発行後180秒ですので、改め
て「確認コードを送信」を押下して確認コードのメー
ルを受信していただき、上記メール本文上部にあるコ
ード部分を御確認の上、再度サインアップしていただ
けますようお願ひいたします。

改めて実施いただいた結果、確認コードが分からぬ
場合には、大変お手数をおかけいたしますが、確認コ
ードのメールの正確な内容等を再度お問合せフォーム
よりお知らせいただけますようお願ひいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容

「招待メールが送信されたユーザでないため、サインアップできません」との標記があり、登録できません。どのようにしたらよいでしょうか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsに利用者登録（サインアップ）していただくには、mintsへの招待メールを受信していただく必要があります。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firertime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容

先日「サインアップしようとして確認コードを要求したら、何十行ものHTMLコードが送られてきて、肝心の確認コードが送られてこない」旨を本フォームにて問合せたところ、

「もう1回やってみてください」という旨の何の役にも立たない回答がありました。

何回やっても結果は同じです。

こういうやつが何十行もおくられてくるだけです。

</title><meta name="ROBOTS" content="NOINDEX, NOFOLLOW"/>

<style>
table td {border-collapse:collapse;
margin:0;padding:0;}
</style>

少しはまともな回答をしてください。

先ほどお問い合わせフォーム自体も先に進めなくなるなど不具合が多いです。

その他バグと思われる動きが何点か見受けられます。

大丈夫ですか？

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

お問合せいただいております事象につきまして、御迷惑とお手数をおかけし、誠に申し訳ございません。

今回発生した事象につきましては現在調査をさせていただいております。

なお、現在考案得る対処方法といたしましては、大変お手数ではございますが、今回の事象の発生したメールアドレスとは別のメールアドレスを御用意いただき、当該別のメールアドレスにて招待メールの受信からの再実施を御検討していただけますと幸いに存じます。

別のメールアドレスを御用意いただく際には、可能な限り今回の事象の発生したメールの受信環境とは異なるものを御用意いただければと存じます。

例えば、PCにて今回の事象が発生していた場合は、携帯のメールアドレス等を御用意いただければ、今回のような事象を回避できる可能性は高まるものと存じます。

別のメールアドレスを御用意いただくことが難しい場合等は、可能であれば、解析をさせていただくために、該当のメールを添付ファイルの形で御提供いただくことも御検討いただければと存じます。

よろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
電話番号を変更する際に間違った番号
で登録してしまい、ログインできなく
なってしまいました。
対応についてご教示いただけますでし
ょうか。
よろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

最高裁において、御本人確認を行わせていただいた上
で、二要素認証用の電話番号を変更させていただきます
ので、大変お手数ではございますが、改めてこのお
問合せフォームにおいて、mintsのID、御連絡先の電
話番号及び新たに登録する二要素認証用の電話番号を
御連絡いただけますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
アップロードボタンが押せなくなった

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

ファイルのアップロードについては、提出する書面の種別（提出期限の定められた書面/提出期限のない書面）を選択すると、アップロードボタンが活性化し、押せるようになります。

操作マニュアル35ページも参照願います。

（操作マニュアルURL）

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

改めて実施いただいた結果、アップロードができない場合には、大変お手数をおかけいたしますが、エラーメッセージの内容等を再度お問合せフォームよりお知らせいただけますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

事件情報

提出書面選択

書面を提出するにあたっては、提出書面を選択してアップロードしてください。

 書面種別 ↑

▼ 提出期限 ↑

▼ ステータス ↑

 提出期限のない書面

1 / 1

アップロード

提出済み書面

参考書面

雑事件一覧

1 / 1

 書面種別 ↑

▼ 書面名 ↑

▼ 肩書 ↑

▼ 提出者 ↑

▼ アップロード日付 ↑

▼ 受領書提出 ↑

 主張書面準備書面(1).pdf

被告代理人

2023/05/19

済

 受領書受領書20230522105657.pdf

原告代理人

2023/05/22

未

 主張書面原告準備書面 1.pdf

原告代理人

2023/06/21

未

受領書作成

ダウンロード

一つのファイルにしてダウンロード

一括印刷

マニュアル

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容

利用者登録は完了しました。その後、
サインインしようとしましたが、パス
ワードを入れるとエラーになるため、
「パスワードを忘れた場合」をクリッ
クし、確認コードを送ってもらいました。
確認コードを入力後、操作を続行
すると、「登録されたメールアドレス
と一致しません。確認コード再送信ボ
タンを押して前の画面に戻り、登録さ
れたメールアドレスを入力してください。」
と出てきて、それ以上何もでき
なくなります。

どうすればいいでしょうか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

調査の結果、当該アカウントは削除済みとなっており
ましたので、意図せずに削除操作を行ってしまった可
能性が考えられます。

大変お手数をおかけいたしますが、改めての利用者登
録（サインアップ）の操作をお願いいたします。
サインアップをするには、改めて招待メール
(「【mints】新規アカウント登録の御案内」と題す
るメール) を受信していただく必要がございます。

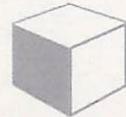
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望
する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望
を再度申し出る必要がございます。

裁判所から利用者登録のために招待メールを送信しま
すので、招待メールを受信してから、mints上で利用
者登録（サインアップ）を行ってください。

招待メール受信後のサインアップ方法については、
「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してくだ
さい。
[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

今後ともよろしくお願ひいたします。

◀ キャンセル



登録されたメールアドレスと一致しません。確認コード再送信ボタンを押して前の画面に戻り、登録されたメールアドレスを入力してください。

メールアドレスの確認ができました。操作を続行してください。

確認コード再送信

続ける



ここに入力して検索



24°C くもりのち晴れ



あ も

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
メールアドレス宛にMINTSからメール
が届き、当該アドレスをコピペして正
しいコードを入れても、登録されてい
ないアドレスです。と出てきて、先に
進めずログインができない。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

まずはユーザ登録（サインアップ）が完了しているか
どうか、今一度御確認ください。
御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】
アカウント登録完了」と題し、IDが記載されたメール
が届いているようでしたら、完了しております。
仮に完了していなかった場合は、お手数ですが、サイ
ンアップの操作をお願いいたします。
サインアップをするには、招待メールを受信していただ
く必要があります。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望
する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望
を申し出る必要があります。裁判所から利用者登録
のために招待メールを送信しますので、招待メールを
受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

招待メール受信後のサインアップ方法については、
「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してくだ
さい。
[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

今後ともよろしくお願ひいたします。

◀ キャンセル



登録されたメールアドレスと一致しません。確認コード再送信ボタンを押して前の画面に戻り、登録されたメールアドレスを入力してください。

メールアドレスの確認ができました。操作を続行してください。

確認コード再送信

続ける

ご職業

弁護士

お問い合わせの種類

機能や操作方法について

お問い合わせ内容

準備書面を提出しようとすると、サーバー処理が失敗しましたと表示されてしまいます。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

お問合せをお受けしまして、同様の事象等が発生しているか調査いたしましたところ、現時点では、当方は、同様の事象等は確認できませんでした。

そこで、大変お手数をおかけいたしますが、次の2点について、本問合せフォームにより改めて御教示いただけますようお願ひいたします。

1. 現在も同様の事象が続いている状況でしょうか。
2. 「サーバー処理が失敗しました」とのエラーメッセージが表示されたときにアップロードしようとされた準備書面の正確なファイル名とアップロードされたおよその日時

なお、御使用の端末やネットワーク環境の影響等も考えられますので、操作マニュアル2頁記載の環境を満たしているかも御確認いただけますと幸いに存じます。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業

弁護士

お問い合わせの種類

不具合や障害について

お問い合わせ内容

利用者登録完了したかと思いますが、
ログインできません。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

まずはユーザ登録（サインアップ）が完了しているかどうか、今一度御確認ください。

御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、IDが記載されたメールが届いているようでしたら、完了しております。

仮に完了していなかった場合は、お手数ですが、サインアップの操作をお願いいたします。

サインアップをするには、招待メールを受信していただく必要があります。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。裁判所から利用者登録のために招待メールを送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

招待メール受信後のサインアップ方法については、
「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容

複合機でスキャンした資料をアップロードしようとすると、「ファイルの形式又はサイズが正しくないか、ファイルにパスワードが付されています」という表示が出てアップロードできません。

pdf形式で50MB以内でパスワードをつけていない筈なのですが、原因が分かりません。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。
いただいた御質問に回答させていただきます。

お知らせいただいたエラーメッセージが表示される場合、原因として、ファイルのサイズが正しくない可能性がございます。

また、PDFの作成手順によっては、プロパティ上のページサイズがA4サイズ（210 x 297 mm）であっても、アップロードができない場合があることが確認されています。

対処方法として、操作マニュアル別紙3の手順により、当該ファイルをA4サイズのPDFに出力し直す（別のPDFファイルを作成する）ことで、アップロードができるようになる場合がございます。

操作マニュアルURL
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
サインインできない

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

サインインの方法につきましては、操作マニュアル1
4ページ以下を御覧ください。

操作マニュアルURL

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

解決しない場合には、大変お手数をおかけいたします
が、具体的なエラーメッセージや、行った操作につい
て記載していただいた上、再度お問合せフォームから
お問い合わせいただけますよう、お願ひいたします。
今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
サーバ処理が失敗しました（エラー）
と出る。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

お問合せをお受けしまして、同様の事象等が発生しているか調査いたしましたところ、現時点で、当方では、同様の事象等は確認できませんでした。

そこで、大変お手数をおかけいたしますが、次の4点について、本問合せフォームにより改めて御教示いただけますようお願ひいたします。

- ・現在も同様の事象が続いているでしょうか
- ・「サーバ処理が失敗しました」とのエラーメッセージが表示されたときに行った具体的な操作（アップロード、ダウンロード、一つのファイルにしてダウンロード、一括印刷、未印刷物一括印刷等）
- ・操作対象のファイル名
- ・上記エラーメッセージが表示された操作を行ったおよその日時

なお、御使用の端末やネットワーク環境の影響等も考えられますので、操作マニュアル2頁記載の環境を満たしているかも御確認いただけますと幸いに存じます。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容

- 1 現在も「サーバ処理が失敗しました」とエラーがでます。
- 2 ダウンロード、印刷等全ての操作に出ます。ホーム画面に戻ると事件番号も消えています。どこをクリックしてもエラーが出ます。

操作日時・・・令和5年7月19日10:30~11:00

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

お問い合わせいただいている事象につきまして、頂いた情報に基づいて調査させていただいておりますが、個別の端末の設定等が原因である可能性がございます。大変お手数をおかけいたしますが、次の2点を実施いただき事象が解決するか御確認いただけますようお願いいたします。

- 1 ブラウザのキャッシュクリアを実施していただく
 - 2 別のブラウザに変更して操作を実施していただく
(現在Microsoft Edgeを御利用の場合はGoogle Chromeを御利用いただく)
- 繰り返しとなり誠に恐縮に存じますが、mintsの御利用に当たっては、操作マニュアル2ページ記載のオペレーティングシステム及び推奨ブラウザを御参照の上、御利用ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=1
なお、Windows11を使用していただくことは差し支えございません。

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsにサインアップしていただくには、mintsへの招待メールを受信していただく必要があります。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。
詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firstrtime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、
「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://youtu.be/s2kRP8NgyoY>

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
メールアドレスが確認され、確認コードが当該アドレスに送られてくるにもかかわらず、確認コード入力→確認すると、「登録されたメールアドレスと一致しません。確認コード再送信ボタンを押して前の画面に戻り、登録されたメールアドレスを入力してください。」とのエラーメッセージが出る。
どのようにしたら良いか？

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
mintsトップ画面でサインインをクリックしても同トップ画面しか表示されません。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsの御利用に当たって、推奨ブラウザを含む推奨環境を御確認いただけますでしょうか。

推奨ブラウザは、Microsoft Edge と Google Chrome です。これら以外のブラウザについては動作保証はいたしかねますので、御了承ください。

推奨環境につきましては、以下のマニュアルP.2を御参照ください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

なお、招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://youtu.be/s2kRP8NgyoY>

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。

最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

いただいたメールアドレスに基づき確認させていただきましたところ、御登録（サインアップ）は完了しています。

御登録が完了すると、御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、IDが記載されたメールが届きますので、御確認ください。

サインインの方法につきましては、操作マニュアル1
4ページ以下を御覧ください。

操作マニュアルURL

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=1

パスワードがわからなくなったら場合は、パスワードの
変更を行ってください。パスワードの変更につきましては、操作マニュアル1 8ページ以下を御覧ください。

操作マニュアルURL

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=1

解決しない場合には、大変お手数をおかけいたします
が、具体的なエラーメッセージや、行った操作につい
て記載していただいた上、再度お問合せフォームから
お問い合わせいただけますよう、お願ひいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業

弁護士

お問い合わせの種類

機能や操作方法について

お問い合わせ内容

サインアップ登録画面から登録した
が、サインインできない。
登録が完了しているのか不明。

お問い合わせいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsにおけるファイルのアップロードについて、PDF編集のできるソフト等を介してファイル編集をしていただく必要はございません。

なお、アップロードの際には、操作マニュアル35ページ記載の留意事項を御参照ください。

(操作マニュアルURL)
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

また、アップロードしていただくことができなかった際に表示されたメッセージが、「ファイルの形式又はサイズが正しくないか、ファイルにパスワードが付されています。」であった場合、原因の一つとして、ファイルのサイズが正しくない可能性が考えられます。PDFの作成手順によっては、プロパティ上のページサイズがA4サイズ（210 x 297 mm）であっても、アップロードができない場合があることが確認されています。

対処方法として、操作マニュアル別紙3の「PDFの用紙サイズ変更」（74ページ）の手順により、当該ファイルをA4サイズのPDFに出力し直す（別のPDFファイルを作成する）ことで、アップロードができるようになる場合がございます。

(操作マニュアル別紙3 URL)
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

以上を御確認いただいた上で、なおアップロードができない場合には、大変お手数をおかけいたしますが、具体的な操作状況やエラーメッセージを記載の上、再度お問い合わせいただけますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
あるpdfファイルのみアップロードできませんでした。
(例として、甲11のみ不可で甲12はできました)。当方はサポートやPDF編集のできるソフトを持っていないのですが、そういうソフトを介してファイル編集をする必要がありますでしょうか。ご教示頂けますようお願いします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。
いただいた御質問に回答させていただきます。

お問い合わせいただいている事象につきまして、頂いた情報に基づいて調査させていただいておりますが、個別の端末の設定等が原因である可能性がございます。大変お手数をおかけいたしますが、次の2点を御実施いただき、事象が解消するか御確認いただけますようお願いいたします。

- 1 ブラウザのキャッシュクリアを実施し、再度サインインしていただく
- 2 別のブラウザに変更して（現在Microsoft Edgeを御利用の場合はGoogle Chromeを御利用いただき）再度サインインしていただく

上記の方法によっても同様の事象が生じる場合は、お手数をおかけして大変恐縮に存じますが、再度この問合せフォームから、

- ・mintsユーザID
- ・具体的に行った操作・手順（おおよその日時が分かる場合は当該日時も併せてお願いいたします。）
- ・使用しているブラウザ名

を正確に記載していただいた上で、再度お問い合わせいただきますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
サインインすると、「確認」「無効な引数です」とでてしまい、「アカウント設定」等をクリックしても反応がありません。

お問合せいただき誠にありがとうございます。

最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

補助者のアカウントを削除された後、再度mintsにサインアップしていただくには、改めてmintsへの招待メールを受信していただく必要があります。
また、削除されたアカウントで使用していたメールアドレスと同じメールアドレスを使用して再度サインアップすることを希望される場合は、アカウント削除の操作を行った翌日以降に、事件が係属する裁判所に対して利用者登録の希望を申し出てください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
補助者のアカウントの登録時に生年月日を間違えて記入したことから一度アカウントを削除しました。その後、裁判所から再度、補助者のメールアドレスに招待メールを送ってもらおうとしましたが、登録が残っていると言われました。

再度、登録をし直したいのですが、手順についてお教えくださいますようお願ひいたします。
ちなみに補助者のメールアドレスは、[REDACTED]です。

お問合せいただき誠にありがとうございます。

最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

メールが届かない場合は、お手数をおかけいたしますが、次の事項の御確認をお願いいたします。

1 迷惑メールフォルダに振り分けられていませんでしょうか。

2 外国からのメールについて、受信拒否の設定をしている場合は、解除してください。

3 1、2が原因でない場合、事象の切り分けとして、サインアップ画面において、裁判所に登録希望申請されたメールアドレスとは別のメールアドレスを入力して、確認コードのメールを受信することができるか、お試しいただけますでしょうか。

なお、お試しいただくに当たっては、裁判所に対して当該別のメールアドレスを届け出て、招待メールを受信していただく必要があります。

仮に別のメールアドレスであれば確認コードのメールを受信することができる場合には、裁判所に登録希望申請されたメールアドレス固有の設定により、当該メールアドレスで確認コードのメールを受信することができない状態である可能性がございます。

この場合には、メールのサービス提供者に対し、設定状況等の御確認を行っていただきますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業

弁護士

お問い合わせの種類

その他

お問い合わせ内容

補助者アカウントのサインアップに関する質問です。

弊所の事務局は、事務局用のメールアドレスを保有し、スケジューラーソフト（サイボウズ社製）を介して、そのメールを確認しています。

事務局用のメールアドレスを用いて、補助者アカウントをサインアップしようと、登録アドレスとして、当該アドレスを記入し、確認コードを送信させました。ところが、スケジューラーソフトから受信メールを確認しても、確認コードが記載されたメールが受信できません。PCを変えるなど試行錯誤しながら、何度か試してみましたが、確認コードを受信することができませんでした。

上記のエラーへの対応方法があれば教えてください。

お問合せいただき誠にありがとうございます。

最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsにサインアップしていただくに当たって、mintsへの招待メールを受信されておりますでしょうか。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名

【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firsttime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

招待メールを受信されているにもかかわらず、登録情報の入力後、二要素認証画面（二段認証の画面）に進むことができない場合には、利用者登録画面に表示される赤字のエラーメッセージを御確認いただき、御対応いただきますようお願いします。

また、入力欄に入力する際は、特に、アルファベット、数字及び記号は半角で、スペースは全角で入力すること、特殊な文字は使用できないことに御注意ください。

御対応いただく上で御不明な点がございましたら、トップ画面に表示されているチャットボットも御利用ください。

今後ともよろしくお願いいたします。

ご職業

弁護士

お問い合わせの種類

その他

お問い合わせ内容

必要事項入力しクリエイトをクリックしましたが、二段認証の画面に移動しません

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

利用者登録画面において、招待メールが送付されたメールアドレスを御入力いただいた上で「確認コードを送信」を押下していただくと、当該メールアドレス宛に確認コードが届きます。そちらを所定の欄に御入力後（数字は半角）、「コードの確認」の押下が未了である場合に、同様に表示される事象が確認されております。
「コードの確認」を押下していただき、問題なく確認されると、右上に「電子メールアドレスが確認されました。今すぐ続行できます。」と表示されます。

招待メール受信後のサインアップ方法については、
「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

なお、サインアップ時に御入力いただけるのは、招待メールを受信したメールアドレスとなります。mintsにサインアップしていただく際には、まず、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出させていただき、招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を受信してください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
サインアップ画面で全ての項目を入力して、「Create」ボタンを押すと、上部に赤字で

Claim not verified: [メールアドレス]
と出て、それ以上先に進みません。

お問い合わせいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

①親ユーザは、補助者ユーザが補助者でなくなった場合には、自身のアカウント設定により、補助者ユーザの補助者の関連付けを解除する必要があります。
詳しくは、操作マニュアル「4.2.補助者の設定について」の「(4)留意点」（25ページ）を御参照ください。
(操作マニュアルURL)
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=25

②アカウントは、サインイン後、アカウント設定画面で削除することができます。もっとも、事件の当事者として関連付けられている当事者ユーザはアカウントを削除できませんので、アカウントの削除を希望する場合は、事件が係属する裁判所職員へ連絡し、事件との関連付けを解除してもらってからアカウントの削除をお願いいたします。
なお、操作マニュアル26ページ以下も御参照ください。

(操作マニュアルURL)
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=26

補助者機能及びアカウントの管理に関しましては、mintsトップ画面に掲載している「初めてご利用の方へ」の「8. 補助者機能」「9. アカウントの管理」も御参照ください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firsttime.pdf

また、御対応いただく上で御不明な点がございましたら、トップ画面に表示されているチャットボットも御利用ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
①mintsに登録したメールアドレスが使用不能となった場合の補助者登録の解除方法
②mintsに登録したメールアドレスが使用不能となった場合のアカウント情報の全削除の方法をお伺いしたい。

先日、前事務所を退所し、前事務所のドメインのメールアドレスを使うことがなくなりました。そうしたところ、前事務所から事務局の補助者登録を解除してほしいと連絡がありました。

そのため、現在、当職はmintsに登録をしていた前事務所のドメインのメールアドレスが使用できない状況です。
(また、mintsのIDも失念してしまっています。)

この状況下で、①の当職のmintsアカウントに紐づいた補助者登録の解除方法をお伺いしたいと考えています。

同時に、もう前事務所のメールアドレスに紐づいた当職のアカウントを使うことはありませんので、この場合であればアカウントの削除をしてしまって問題ないように考えています(別のメールアドレスで使う場合は別に登録をすれば足りるということだろうと考えています)。

この理解に誤りがなければ、アカウントごと全削除したく、②アカウントの削除方法もご教示いただき存じます。

お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

まずは補助者の方の利用者登録（サインアップ）が完了しているかどうか、今一度御確認ください。
御登録いただいたメールアドレス（招待メールを受信されたメールアドレス）宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、IDが記載されたメールが届いているようでしたら、完了しております。
仮に完了していなかった場合は、お手数ですが、サインアップの操作をお願いいたします。
サインアップをするには、招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を受信していただく必要があります。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出ていただく必要があります。裁判所から利用者登録のために招待メールを送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

招待メール受信後のサインアップ方法については、
「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

再度利用者登録（サインアップ）をお試しいただいても同様の事象が生じる場合は、お手数をおかけして大変恐縮に存じますが、再度この問合せフォームから、お問い合わせいただけますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願いいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
補助者を設定するため、マニュアルに従い、裁判所の事件係属部に対して補助者のメールアドレスへの招待メールの発行を依頼し、招待メールの発行を受けて、アカウントを作成しました。ところが、メールアドレスとパスワードを入力してサインインしようすると、「メールアドレス又はパスワードが正しくありません。」との表示が出てサインインができません。パスワードに誤りはないはずですが、パスワードを再発行するため、「パスワードを忘れた場合」をクリックし、メールアドレスを入力して「確認コードを送信」をクリックすると、確認コードがメール送信され、確認コードを入力すると、「メールアドレスの確認ができました。操作を続行してください。」との表示が出るのですが、「続ける」をクリックすると、次の画面で「登録されたメールアドレスと一致しません。確認コード送信ボタンを押して前の画面に戻り、登録されたメールアドレスを入力してください。」との表示が出て、それ以上進めなくなります。招待メールから登録していますので、登録されたメールアドレスと一致しないことはあり得ず、システムの不具合ではないかと考えております。一度アカウントを削除して裁判所に再度招待メールを送信してもらうことを考えましたが、マニュアルによるアカウントの削除もサインインしないとできないようなので、それもできません。対処方法をお教えいただけますと幸いです。上記の過程のスクリーンショットを全て添付します。

民事裁判書類電子提出システム

メールアドレスでサインインする

メールアドレス又はパスワードが正しくありません。

.....

パスワードを忘れた場合

サインイン

アカウントをお持ちでない場合[今すぐサインアップ](#)

＜キャンセル



メールアドレス宛てに確認コードを送信しました。確認コードを入力し、確認ボタンを押してください。

メールアドレス

確認コード

確認

新しいコード送信

続ける

＜キャンセル



メールアドレス宛てに確認コードを送信しました。確認コードを入力し、確認ボタンを押してください。

メールアドレス

確認

新しいコード送信

続ける

＜キャンセル



メールアドレス

確認コード送信

続ける

＜キャンセル



メールアドレス宛てに確認コードを送信しました。確認コードを入力し、確認ボタンを押してください。

メールアドレス

確認

新しいコード送信

続ける

＜キャンセル



メールアドレス宛てに確認コードを送信しました。確認コードを入力し、確認ボタンを押してください。

メールアドレス

確認

新しいコード送信

続ける

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

Createボタンの下に「情報が処理されるまでお待ちください。」というメッセージが表示された場合、画面上部に別のエラーメッセージが表示されていることがあります。

(1) 仮に画面上部に「Claim not verified: [メールアドレス]」とのメッセージが表示される場合には、入力したメールアドレス宛に送信された確認コード（6桁の数字）を「確認コード」欄に御入力後（数字は半角）、「コードの確認」ボタンの押下が完了である可能性がございます。

「コードの確認」を押下していただき、問題なく確認されると、右上に「電子メールアドレスが確認されました。今すぐ続行できます。」と表示されます。

サインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

(2) 仮に画面上部に「招待メールが送信されたユーザでないため、サインアップできません」とのメッセージが表示される場合には、招待メールを受信するために、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firsttime.pdf

御対応いただく上で御不明な点がございましたら、トップ画面に表示されているチャットボットも御利用ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
利用者登録画面で、必要事項記載後、createをクリックした後、その下に情報後処理されるまでお待ちくださいとの表示後動かない

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
利用者登録ができない。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。
いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsに利用者登録（サインアップ）していただくには、mintsへの招待メールを受信していただく必要があります。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firsttime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
操作マニュアル8頁(1)のとおり「サイ
ンイン」ボタンを押しても、9頁(2)の
サインイン画面が開きません。
解決方法をご教示ください。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsの御利用に当たって、推奨ブラウザを含む推奨
環境を御確認いただけますでしょうか。
推奨ブラウザは、Microsoft Edge と Google Chrome で
す。これら以外のブラウザについては動作保証はいた
しかねますので、御了承ください。
推奨環境につきましては、以下のマニュアルP.2を御参
照ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

なお、招待メール受信後のサインアップ方法について
は、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照して
ください。
<https://youtu.be/s2kRP8NgyoY>

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。

最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要がございます。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録（サインアップ）を行ってください。

利用者登録の希望を申し出たにもかかわらず、招待メールが届かない場合は、今一度、次の事項を御確認、御検討ください。

1. 裁判所に提供したメールアドレスに誤りはありませんでしょうか。

2. 迷惑メールフォルダに振り分けられていませんでしょうか。

3. 外国からのメールについて、受信拒否の設定をしている場合は、解除してください。

4. 2, 3が原因でない場合、mintsからの自動配信メールにはSPFの設定を入れており、これが原因である可能性がございます。メールシステム管理者に対し、「メール送信元から、SPFが設定されたメールが届かないとの連絡があった」旨をお伝えいただき、対応について御確認いただくことを御検討ください。

5. 受信可能なメールアドレスへの変更を御検討ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類

その他

お問い合わせ内容

山形地方裁判所 弁護士 [REDACTED] と申します。

サインアップの招待メールを確認できておりません。

申請したメールアドレスと違うアドレスに送信されてしまった可能性も考え、複数のメールアドレスで、迷惑メールボックス等も探しましたが、確認できませんでした。

お手数ですが、招待メールの再送、及び、送付先メールアドレスの通知をお願いいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
登録している事務所の住所・電話番号
が変更になりましたが、これらを変更
登録する方法が分かりません。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。
いただいた御質問に回答させていただきます。

サインイン後のアカウント設定画面で、登録情報の変更が可能です。
アカウント設定画面での編集方法については、操作マニュアル23ページもご参照ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=23

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

御登録済みの電話番号（二要素認証用の電話番号）について、お手数をおかけいたしますが、海外からの受信拒否設定がされていないかを御確認の上、拒否設定がされている場合は解除してください。その上で、今一度、二要素認証画面の「電話する」ボタンを押下して、電話認証（通話）をする方法を試みてください。それでも認証できない場合は、念のため、電話機の不具合等がないかどうかを電話会社に御確認ください。

電話機にも不具合等がない場合は、最高裁において、御本人確認を行った上で、二要素認証用の電話番号を変更させていただくこともできますので、変更の必要がございましたら、お手数をおかけいたしますが、改めてお問合せフォームから御連絡いただきますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
ログイン時に登録電話番号に電話をかけて設定とありますが、固定電話を登録しているので電話すると選択しても掛かってきません。
よってログインできません。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsでは、サインアップ後の画面で、サインアップの履歴を御確認いただくことはできません。

なお、ファイルアップロード完了時などの主要な操作が行われた場合には、mintsからその旨お知らせするメールが送信され、mintsのホーム画面にもその旨お知らせする表示がされます。mintsから送信されるメールの詳細につきましては、操作マニュアルの別紙1を御覧ください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

おって、mintsのセキュリティ対策は以下のとおりとなっていますので、併せて御参照ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_overview_of_secu

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
利用を開始した場合、第三者に不正に利用されていないか、隨時確認をしたいと考えているのですが、サインアップ後の画面で、サインアップの履歴を確認することは可能でしょうか。また、マニュアルやQ&A等、公表されている資料で、サインアップの履歴を確認できる旨記載されているものがございましたら、該当箇所をご教示いただけますと幸いに存じます。

お問合せいただき誠にありがとうございます。

最高裁判所mints担当係です。

いただいた御質問に回答させていただきます。

相手方当事者の方が、複数の書証をまとめて（同時に）アップロードした場合は、それらの書証について一括して受領書が自動生成されますが、別々にアップロードした場合は、システム上、それぞれにつき受領書が作成されます。

別々にアップロードされたものについて1通の受領書を提出したい場合は、お手数をおかけいたしますが、受領書作成画面右上の「編集」ボタンから内容を編集していただくという方法がございます。

ただし、この方法では、事件情報の提出済み書面において、受領書提出欄が「済」に変更されませんので、御留意ください。

受領書作成につきましては、操作マニュアル48ページも御参照ください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

御不便をおかけし、大変恐縮に存じますが、頂戴しました御意見につきましては、今後の裁判所のデジタル化の検討等の中で参考とさせていただきます。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業

弁護士

お問い合わせの種類

機能や操作方法について

お問い合わせ内容

1つのファイルについて1つの受領証は作成できるので明日が、同日にアップロードされた複数のファイルについて受領証が作成できません。なんですかこの使えないシステムは。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

まずは利用者登録（サインアップ）が完了しているかどうか、今一度御確認ください。御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、mintsのIDが記載されたメールが届いているようでしたら、完了しております。
仮に完了していないかった場合は、お手数ですが、改めてサインアップの操作をお願いいたします。

サインアップしていただくには、mintsへの招待メールを受信していただく必要がございます。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。
裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。
詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firsttime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、以下を参照してください。
「操作説明動画～サインアップ編～」
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

(操作マニュアル7ページ)
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
サインアップをしようとしたところ、
入力したパスワードを入れても違うと
表示されたため、
パスワードを忘れたということにして
手続した。
確認コードが登録メールアドレスに送
られたので入力するとメールアドレス
の登録が確認できました。続行してく
ださいと表示されたので、続けるボタ
ンを押した。
その後、何度試みても、添付ファイル
の画像から先に進めることが出来な
い。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
受領書についての質問と要望です。
現在の設定では、相手代理人の敬称が
「様」になっています。これを「先
生」に書き換えることはできますか?
もし、現状ではできないのであれば、
今後、できるように変更することは可
能でしょうか。よろしくお願ひいた
します。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

受領書作成時、受領書の宛先として表示されている相
手代理人の敬称の表記を編集することはできません。

頂戴しました御意見につきましては、今後の裁判所の
デジタル化の検討等の中で参考とさせていただきます。
今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
mintsトップページ画面を開こうとしても開けることができない。フォービ
ドンとの英語表示が出る。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsのURLは以下のとおりとなります。今一度、以下のURLより、トップ画面にアクセスしていただいた上、サインインしていただくことをお試しいただけますでしょうか。

<https://www.mints.courts.go.jp/user/>

また、mintsの御利用に当たって、推奨ブラウザを含む推奨環境を御確認いただけますでしょうか。
推奨ブラウザは、Microsoft Edge と Google Chrome です。これら以外のブラウザについては動作保証はいたしかねますので、御了承ください。

推奨環境につきましては、以下のマニュアルP.2を御参考ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsのURLは以下のとおりとなります。念のため、今一度以下のURLより、トップ画面にアクセスしていただいた上、サインインをお試しいただけますでしょうか。

<https://www.mints.courts.go.jp/user/>

サインインの手順につきましては、操作マニュアルの
13ページ以下を御覧ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=13

やはりサインインができない場合は、大変お手数をおかけいたしますが、mintsのID、具体的に行つた操作・手順、操作を行つた日時を記載の上、再度この問合せフォームよりお問い合わせください。

可能であればスクリーンショットも御提供いただけますと幸いに存じます。

なお、スクリーンショットには個人情報や機密情報が映り込まないよう、御注意ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
サインインしようとしても、メールアドレスやパスワードを入力する画面が開かない。
毎回、開いた画面に従つて手続をすると、パスワード変更画面が表れる。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
3月の下旬にも一度問合せし、アラカラ様にご対応いただいたのですが、mintsの書面提出の通知メールが5月2日の正午頃からまた届かなくなりました。以前と同じく弁護士には届かず、補助者には届きます。

お手数ですが、またエラーが出ていましたらご対応いただきたく存じます。
どうぞよろしくお願ひします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

ご利用されているメールの設定について、お手数をおかけいたしますが、メールを外部へ自動転送する設定がされていないかを御確認の上、自動転送する設定がされている場合は解除してください。

その上で、当係において送信側システムの設定を確認する必要がございますので、改めてお問合せフォームから設定を解除した旨を御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、自動転送の設定がされていない場合にも、大変お手数ですが、お問合せフォームからその旨を御連絡ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

お問合せをお受けしまして、サインイン時の操作に障害が発生していないか調査いたしましたところ、お問合せをいただいた事象は当方では確認できませんでした。

また、お問合せ内容及び添付ファイルに記載の情報に基づいて調査いたしましたところ、貴事務所以外のインターネット環境では正常に動作することからすると、インターネット環境が原因である可能性が高いと考えられます。

つきましては、お手数ですが、4月15日から22日の間に、貴事務所のネットワーク環境に変更がなかったか御確認いただきますようお願いいたします。

なお、mintsの推奨環境につきましては、以下のマニュアルのP.2を御参照ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf

こちらで調査できた事項は以上です。
今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
サインインできない。正確には、右上のサインインボタンを押下しても、about:blank（小さい画面）となったまま動かず、サインイン画面に遷移しない（添付ファイル参照）。
なお、添付ファイルはgoogle chromeですが、microsoft edgeでも同様でした。
また、裁判所に問い合わせて、<https://www.mints.courts.go.jp/user/>から同じ操作をしましたが、やはり同様でした。

サインイン

ご案内

運用停止はこちら

2024/04/15

4月1日～4月14日の間、メールの配信を停止する旨お知らせしていましたが、停止期間は終了しました。

2024/04/13

メンテナンスは終了しました。ご不便をおかけして申し訳ございませんでした。

メンテナンス時間：2024/04/13 02:00 ～ 2024/04/13 6:45

2024/03/23

4月1日～4月14日の間、操作マニュアルの別紙1「メール一覧」記載のメールの配信を一時的に停止します（その他の機能は利用可能で

操作マニュアル

操作説明動画

初めてご利用の方へ

F A Q

利用規約

システム利用時間

24時間 365日

ただし、毎月最終土曜日午前2時から午前10時まではメンテナンスのためご利用いただけません。

mintsに関するご質問・お問い合わせは、画面右下のチャットボットをご利用ください。

セキュリティ対策

mintsのセキュリティ対策の概要は
[こちら](#)



質問にお答えします。



ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
昨日17時前に下記メール、本日も
お電話くださりありがとうございます。
ご指示いただいたメールの設定を
確認をしたところ、「外部へ自動
転送する設定」がなされていたた
め、先ほど解除いたしました。
お手数おかけし誠に申し訳ござい
ませんが、何卒よろしくお願ひし
ます。

記

様

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。
いただいた御質問に回答させていただきます。
「外部へ自動転送する設定」を解除いただいた後、送
信側システムのエラーが解消され、mintsからメール
配信される状態に復旧したことを確認いたしました。
なお、引き続きmintsからの通知メールが送信されな
い場合は、大変お手数をおかけいたしますが、再度こ
のお問合せフォームよりお問合せください。
今後ともよろしくお願ひいたします。
なお、自動転送の設定がされてい
ない場合にも、大変お手数です
が、お問合せフォームからその旨
を御連絡ください。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

「外部へ自動転送する設定」を解除いただいた後、送
信側システムのエラーが解消され、mintsからメール
配信される状態に復旧したことを確認いたしました。

なお、引き続きmintsからの通知メールが送信されな
い場合は、大変お手数をおかけいたしますが、再度こ
のお問合せフォームよりお問合せください。

今後ともよろしくお願ひいたします。